

# 地御前漁港艇置施設募集要項

地御前漁港艇置施設の使用船舶の募集を次のとおり行います。  
応募は募集区画に空きがある場合のみ可能です。事前に募集区画があるかお問い合わせください。

## 1 募集施設

### (1) 係留施設の名称及び場所

「地御前漁港艇置施設」廿日市市地御前漁港内

### (2) 施設内容

修理・清掃施設、給水・給電施設はありません。

地御前漁港艇置施設	浮棧橋、ブイ等による係留施設
附帯施設	施設利用者用駐車・駐輪場、簡易トイレ

### (3) 募集船舶

※実測全長は、船舶検査証記載の艇長とは異なりますので、詳しくは、別紙を参照してください。

実測全長が7メートル未満、実測全幅が2・0メートル以内の船舶
実測全長が8メートル未満、実測全幅が2・5メートル以内の船舶
実測全長が9メートル未満、実測全幅が2・5メートル以内の船舶

### (4) 使用料

使用料は、四半期(3か月分)ごとに口座振替で徴収します。

船の長さ	使用料(月額・消費税込み)
8メートル未満	8,050円
8メートル以上	10,150円

## 2 応募条件

- (1) 廿日市市に在住又は、在勤している方に限ります。
- (2) 賠償責任保険に加入済み、若しくは加入する船舶に限ります。

## 3 応募方法

次の書類を廿日市市役所6階の農林水産課水産振興係へ持参してください。

- (1) 受付時間 8時30分～17時00分(12時00分～13時00分を除く)  
※郵送での受付は出来ません。  
※募集要項及び申請書類は、市役所で配布するほか市のホームページからもダウンロードできます。

## (2) 提出する書類

- ①施設使用許可申請書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③同意書（様式第3号）

※申請者と船舶所有者が異なる場合、船舶の共同所有にかかる場合に必要です。

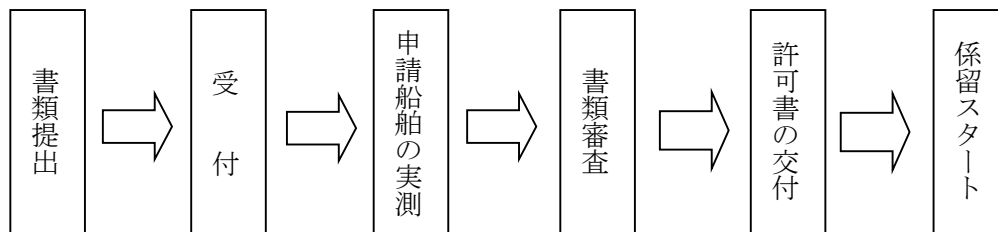
- ④船舶検査証書及び船舶検査手帳のコピー
- ⑤損害賠償保険に係る保険証券のコピー

※これから加入される方は、使用許可の日までに提出してください。

- ⑥在勤を証明する書類（在勤の方のみ会社が発行する在勤証明書や保険証等）

※提出時に住所確認の出来るもの（免許証や保険証など）をお持ちください。

## 4 選考方法



- (1) 申請書類の受付後、申請船舶の実測を行います。船舶の実測場所は協議の上、大竹市から広島市西区までの範囲で行います。
- (2) 申請船舶の実測を行い、係留区画に適合すると認めた場合に受付順に係留区画を決定し、使用許可書を交付後、係留が開始できます。許可書が交付されるまでは係留はできません。
- (3) 申請船舶の実測後、概ね1ヶ月以内に使用を開始してください。  
※申請船舶の実測後、希望された係留区画の規格外となる場合は許可できません。  
※募集区画がなくなり次第募集を停止しますので、受付はできません。その後の募集については広報及びHPでお知らせします。

## 5 留意事項

- (1) 申請は、1利用者につき1隻です。同一人が複数の船舶に係留することはできません。
- (2) 船舶が共同所有の場合は、代表者（使用資格者に限ります。）1名が申請してください。また、申請者と船舶所有者が異なる場合は船舶の所有者の、共同所有船舶については、共同所有者の同意書を添付してください。
- (3) 申請後に申請書の記載事項を変更することは、原則として、認められません。
- (4) 虚偽の申請などの不正行為があった場合は、その申請は無効とし、また、使用許可をした場合でも、その許可を取り消すことがあります。

- (5) 使用料の納入通知書は、使用許可書とともに、一括して送付します。使用料の未払があった場合、許可を取り消します。
- (6) 本申請による許可は、棧橋の使用を許可するものであり、船舶の管理、運航等に関する責務は全て利用者本人となります。施設内での盗難、接触その他の事故、損傷等については、施設管理者（管理受託者）は、一切責任を負いません。
- (7) 施設内において、他の利用者への迷惑や利用の支障となる行為者については、使用許可を取り消すことがあります。
- (8) 防舷材としてかき筏用フロート（発泡スチロール）を使用することは、他の船舶の係留の支障（係留スペースに限りがあるため）や、発泡スチロールの破片、くず等の流出などが考えられますので、適正な防舷材を使用してください。
- (9) 港内は、低速度で安全航行し、他の船舶の航行や漁業活動の支障にならないようにしてください。また、早朝・夜間に入出港される場合は、静かに運航してください。
- (10) 出入港管理及び万一の事故時の対応のため、出港時には、出入港届に必要な事項を記入し届け出てください。（駐車場管理棟備えつけ台帳に記入又は、棧橋入口付近のポスト内のバインダーに入出港届を挟んでください。）
- (11) 路上駐車は絶対にしないでください。必ず、施設利用者専用駐車場を利用してください。
- (12) 施設管理者（管理受託者）は、施設管理上必要がある場合、係留船舶に立ち入ることがあります。
- (13) 許可事項に変更が生じる場合は、改めて許可申請を行う必要があります。係留船舶の変更は、今回募集した規格内の船舶を除き認められません。
- (14) 変更内容によっては、継続して許可できない場合がありますので、許可事項を変更したい場合は、事前に市と協議してください。
- (15) 艇置施設使用料の額を定めている「広島県漁港管理条例」の改正により、使用料の変更があった場合は、変更後の額となります。

## 6 問合せ先

〒738-8501

廿日市市下平良一丁目 11-1 廿日市市役所農林水産課（市役所6階）

電話：0829-30-9144（直通）